

平成 30 年 6 月 12 日

会員各位

中小企業経営強化税制に係る工業会からのお願い

平成 30 年 6 月 4 日付でのお知らせ内容に間違いがありました。
以下内容に訂正し、お詫び申し上げます。

- (誤) 理論上では、最短で施行期日の 6 月 6 日から企業による「先端設備等導入計画」申請が可能となりますが、認可申請先がこれまでの厚生労働省から施設の所在する市区町村に変更となり、市区町村の受け入れ準備状況により認定開始時期が異なることが予想されます。(詳細は市区町村にお問い合わせください)
- (正) 6 月 6 日から新様式 1 に変更となりますが、既存の制度(経営力向上計画)は共存します。その後(平成 30 年度以降)は「先端設備等導入計画」がその役割を引き継ぐこととなります。拠って、中小企業者の計画申請書により提出先が「地方厚生局」並びに「市区町村」となります。
但し、市区町村の受け入れ準備状況により認定開始時期が異なることが予想されます。(詳細は市区町村にお問い合わせください)